

沿岸広域振興局長告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年6月5日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 397号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字子飼沢国有林65林班と3小班地先 から63林班へ1小班地先まで	新	A 29.6～17.6 m	m 178.5
	旧	A 7.1～6.2	185.4
		B 9.0～7.4	167.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 平成24年6月5日から同年7月5日まで